

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	山末 晋也
登録番号又は法人番号	05260932
所属する単位会	大阪府行政書士会
事務所名称	山末総合法務行政書士事務所
事務所所在地	大阪府中央区日本橋1丁目16番23号 アクティオビル402号
処分年月日	平成29年5月8日
処分内容（種類）	廃業勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む。）
上記処分をした理由	<p>行政書士法第10条、大阪府行政書士会会則第40条に違反した。</p> <p>（被処分者は、平成28年1月27日、司法書士法違反容疑で京都府警に逮捕され、そのことは複数の新聞で報道された。そして、中国人女性らの依頼を受け業として、3回にわたり、株式会社設立登記申請手続を代理して行ったとして平成28年2月17日、司法書士法違反の罪で略式起訴され、同日付で京都簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受けた。</p> <p>また、顧客からの苦情案件に係る監察・紛議調停委員会への出席要請及び綱紀事案に係る綱紀委員会への出席要請に応じなかった。</p> <p>このような事実は、誠実に業務を行うべき行政書士の責務に違反し、行政書士の信用及び品位を害するものである。）</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条 （行政書士の責務）</p> <p>第10条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>大阪府行政書士会会則第40条 （責 務）</p> <p>第40条 会員は、法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、誠実にその業務を行うとともに行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>